

大和市栄養活動アドバイザー設置規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第38号

大和市栄養活動アドバイザー設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の健康度の向上及び健康寿命の延伸に向けて実施する栄養指導、食育等の事業に関し、企画、運営又は評価における専門的助言を行うため、大和市栄養活動アドバイザーを設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に大和市栄養活動アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、栄養指導、食育等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。ただし、年度の途中で委嘱された場合の任期は、当該年度の3月末日までとする。

2 アドバイザーの再任は、これを妨げない。

(解嘱及び辞任)

第5条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該アドバイザーを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障により職務遂行に支障が生じたとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) その他市長がアドバイザーとしての適格性を欠くと認めたとき。

2 アドバイザーは、自己の都合により辞任しようとするときは、その辞任しようとする日の30日前までに市長に申し出て、その承認を得なければならない。

(職務)

第6条 アドバイザーの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 栄養指導に関する助言を行うこと。

- (2) 食育事業に関する助言を行うこと。
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

(報酬及び費用弁償)

第7条 アドバイザーの報酬及び費用弁償は、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）及び大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の定めるところによる。

(守秘義務)

第8条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密をみだりに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。